

広第821号
令和5年11月20日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

報道機関を通じて行う広報活動推進要領の制定について（通達）

岐阜県警察の報道機関を通じて行う広報活動は、「岐阜県警察の広報に関する訓令」（令和5年岐阜県警察訓令第22号）及び「報道機関を通じて行う広報推進要領について」（平成16年4月1日付け広第2号。以下「旧要領」という。）に基づき実施しているところであるが、報道機関への発表方法等を明確化すべく、新たに別添「報道機関を通じて行う広報活動推進要領」を制定し、令和5年11月20日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

別添

報道機関を通じて行う広報活動推進要領

第1 趣旨

この要領は、岐阜県警察における報道機関を通じて行う広報活動の適正かつ円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的な考え方

報道機関への発表及び報道機関からの取材対応は広報活動の一形態であり、その活動に当たっては、報道機関の持つ公共性とその使命を十分認識し、具体的事案ごとに、社会情勢に応じた県民の知る権利、捜査への影響、関係者のプライバシー、発表することによる公益性等を総合的に勘案し適切に対応しなければならない。

第3 報道三原則

1 迅速

重大事故、火災等県民の関心が高いと認められる事項は、報道機関の現場撮影に配意した速やかな第一報、その後判明した内容を第二報、第三報等と段階的な発表に努めるものとする。ただし、発表する内容は、断片的であっても確定した情報とすることに留意しなければならない。

その他の事項は、内容に応じた適切な時期に発表するものとする。

2 公平

警察署において発表する事項は、警察本部においても発表するものとする。

取材対応に当たっては、各報道機関に対して統一的な対応となるように努めなければならない。

3 正確

報道発表文は公文書であることを念頭に、住所、氏名、年齢等の発表事項は正確な内容とし、根拠書類による確認、複数人による点検を実施するなど誤発表の絶無に努めなければならない。

また、発表後に誤りが判明した場合は、速やかに報道発表文による訂正連絡を行うものとする。

第4 報道機関への発表

1 発表責任者

- (1) 重要特異と認められる事項の発表責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は本部長が指名した者とする。
- (2) (1)以外の事項の発表責任者は、当該事項を発表する所属の長とする。
ただし、複数の所属が関係する事項は、関係所属において協議し、発表責

任者を決定する。

2 発表担当者

発表担当者は、岐阜県警察の広報に関する訓令（令和5年岐阜県警察訓令第22号。以下「訓令」という。）に定める広報事務担当者とし、執務時間外は当直責任者とする 것을妨げないが、その際、当直責任者は広報事務担当者から適切な指示を受けるものとする。ただし、特に本部長、主管部（室）長又は所属長が指名する場合はその指名された者、緊急事態等における岐阜県警察の初動措置に関する訓令（令和元年岐阜県警察訓令第6号）又は岐阜県警察の捜査本部運営に関する訓令（平成2年岐阜県警察訓令第18号）に定める重大事案である場合はその定めによるものとする。

3 広報の種別

(1) 一般広報

一般広報は、警察活動に対する県民の理解と信頼を深めるため、県民の安全・安心に資する各種情報、施策、行事等を報道機関に発表する広報活動をいう。

(2) 事件広報

事件広報は、警察活動に対する県民の理解と協力を得るため、発生した事件・事故の状況やこれらに対する警察措置等を報道機関に発表する広報活動をいう。

4 発表の形態

(1) 定例記者懇談会（原則として月1回開催）

本部長及び各部（室）長と岐阜県警察記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）加盟記者との懇談会であり、担当部（室）長が重要施策等を発表するほか、記者からの事前質問に答え、記者の関心事項等を聞く形態。この場合において、この要領における記者クラブとは、岐阜県警察を継続的に取材する報道機関により構成される取材・報道のための自主的な任意組織をいう。

(2) 記者会見

報道発表内容を十分説明する必要がある場合に、記者クラブ加盟記者を集めて発表するもののうち、放映のための撮影及び録音を認める形態

(3) レクチャー（記者レク）

報道発表内容を十分説明する必要がある場合に、記者クラブ加盟記者を集めて発表するもののうち、放映のための撮影及び録音を認めない形態。ただし、記録のための録音は認めるものとする。

(4) 囲み発表

(5)の報道ルート連絡に際して、複数の報道機関からの取材が予想され

る場合等に、当該記者を集めて質疑を一括して受ける形態

(5) 報道ルート連絡

記者クラブ加盟各社に対して、記者会見、レクチャーの予告及び事件広報に関する報道資料を、記者クラブが定める報道ルート連絡により送付する形態

(6) 投げ込み

記者クラブ加盟各社に対して、一般広報に関する報道資料を配布する形態

(7) 貼り出し

記者クラブ室掲示板に、一般広報に関する報道資料を掲示する形態

5 発表に関する協議等

(1) 関係所属間の協議

発表所属は、発表に際して、警察本部主管所属（以下「主管所属」という。）及び総務室広報県民課（以下「広報県民課」という。）と発表の是非、内容、発表の形態等を協議するものとする。ただし、複数の部門にわたる発表事項の場合は、必要に応じて関係所属を含め、協議するものとする。

なお、執務時間外は、警察本部総合当直と協議するものとするが、判断に疑義が生じる場合は、主管所属及び広報県民課と協議するものとする。

(2) 所属間調整

(1)の協議が合意に至らない場合は、広報県民課が関係所属間の調整を図るものとする。

(3) 警察本部の積極的な関与

複数の報道機関からの取材が予想される発表の場合は、主管所属が警察本部において囲み発表を行うなど、積極的・能動的に関与するものとする。

6 重大事案に関する発表

重大事案に関する発表は、広報県民課、事案発生警察署及び主管所属が緊密に連携しつつ、正確な事実関係に基づき、事前に十分な組織的検討を加えた上で行うものとする。

なお、事実関係について調査中であるなど確定的な発表ができない事項や事案の性質上発表できない事項については、その旨を説明するなどして、誤解が生じることのないよう慎重に対応するものとする。

7 検挙・解決に関する発表

個別の事件・事故の発生に関する発表は、地域住民等に自主的な防犯行

動を促す反面、不安感を与えることにもつながりかねないことから、当該事件・事故の被疑者を検挙し、又は事案が解決したときは、速やかに検挙・解決に関する発表をするなど、安心感の付与に努めるものとする。

8 取材対応

(1) 誠意ある対応

記者からの取材には、誠意を持った対応に努めるものとする。

なお、捜査への影響、関係者のプライバシー等から、報道の留保、発表の制限等を要する事項について発表の要求があった場合には、発表できない理由を丁寧に説明して理解と協力を求めるものとする。

(2) 現場取材対応

事件・事故現場等において取材が行われる場合は、捜査活動や関係者のプライバシー等に支障のないように必要に応じて規制するものとするが、規制に当たっては取材妨害とのそしりを受けることがないように努めなければならない。

また、事件・事故現場等において活動に従事する警察職員は、報道関係者に対し、不用意な発言をしないように努めなければならない。

(3) 非加盟社への対応

ア 記者クラブ加盟社以外の報道機関からの取材は、広報県民課を窓口とし、取材を受ける場合は、当該所属が主管所属及び広報県民課と協議した上で対応するものとする。

イ 記者会見及びレクチャーへの記者クラブ加盟社以外の出席の是非は広報県民課が記者クラブと協議した上で決定するものとする。

(4) 企画的な取材

警察活動への密着取材、警察施設を使用しての映画、ドラマ撮影など企画的な取材については、広報県民課を窓口とし、取材目的、取材内容等を事前に書面にて送付を受け、取材を受ける場合は、当該所属が主管所属及び広報県民課と協議した上で対応するものとする。

第5 留意事項

1 報道機関に対する心構え

報道関係者の接遇に当たっては、相互の信頼と協力を図るよう努めなければならない。

2 紛議の解決

報道関係者との間に紛議が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、当該所属は広報県民課に連絡するとともに、報道機関と警察との関係に不信任を持ち越さないよう速やかに的確な措置を講じなければならない。

附 則（令和5年11月20日付け広第821号）

この要領は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 22 日付け広第 48 号）

この要領は、令和 8 年 1 月 22 日から施行する。